# 平成 21 年度

# 皇室費　政策別コスト情報

# 政策別コスト情報について

政策別コスト情報は、「政策別コスト情報の把握と開示について」（平成２２年７月２０日財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会）に基づいて作成しており、省庁別財務書類における業務費用計算書を政策評価単位毎に表示したものです。

各政策にかかるコストの把握にあたっては、各省庁単位で区分された一般会計に所管の特別会計を合算しており、共通経費等について仮定の配賦基準により配分を行い集計するなど、一定の方法により算出されております。また、各政策にかかるストックとして表示されている資産（負債）についても、仮に各省庁の資産（負債）が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて算出されたものである点にご留意下さい。

政策別コスト情報を十分理解していただくため、「政策別コスト情報の把握と開示について」及び政策評価の内容等も併せてご覧下さい。

〔留意事項〕

・政策評価体系を持たない作成主体（皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣）においては、政策別コスト情報に準じた「事業コスト等に関する調書」を作成しております。
・各調書における「Ⅲ．事業コスト（その他事業コスト含む）」に表示されている人件費等（括弧書き表示）については、「Ⅰ．人にかかるコスト」に集計されております。
・百万円未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。
・百万円未満の計数がある場合には「０」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しています。

総括表　様式

様式4

# 皇室費: 総括表

（単位：百万円）

| 区　　分 | コスト計<br>(A)=(a)+(b)+(c) | 内　　訳<br>Ⅰ　人にかかるコスト<br>(a) | (a)/(A) | Ⅱ　物にかかるコスト<br>（庁舎等を含む）<br>(b) | (b)/(A) | Ⅲ　事業コスト（その他<br>事業コストを含む）<br>(c) | (c)/(A) | （参考）<br>自己収入等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業コスト等の状況 | 7,364 | － | － | － | － | 7,364 | 100.0% | － |

**様式5-1**

## 事業コスト等の状況

（所管：皇室費）

### 1．事業コスト等

7,364 百万円

（単位:百万円）

| 区分 | | | 経費 | | | | | （参考）決算額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 内廷費 | 宮廷費 | 皇族費 | 減価償却費 | 資産処分損益 | |
| Ⅰ 人にかかるコスト | | － | － | － | － | － | － | － |
| Ⅱ ①物にかかるコスト | | － | － | － | － | － | － | － |
| ②庁舎等 | | － | － | － | － | － | － | － |
| Ⅲ 事業コスト | | 7,364 | 324 | 3,323 | 280 | 2,632 | 802 | 6,139 |
| | （1）内廷に必要な経費 | 324 | 324 | － | － | － | － | 324 |
| | （2）宮廷に必要な経費 | 6,759 | － | 3,323 | － | 2,632 | 802 | 5,534 |
| | （3）皇族に必要な経費 | 280 | － | － | 280 | － | － | 280 |
| コスト計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ） | | 7,364 | 324 | 3,323 | 280 | 2,632 | 802 | － |

### 2．ストック情報

（単位:百万円）

| 区分 | 主な資産等 | ストック内訳 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 土地 | 建物 | 工作物 | 建設仮勘定 | 無形固定資産 | |
| 宮廷に必要な経費 | 473,326 | 439,129 | 17,747 | 16,263 | 157 | 28 | |
| 合計 | 473,326 | 432,129 | 17,747 | 16,263 | 157 | 28 | |

### 3．参考情報

（1）事務・事業の概要など

ア．内廷に必要な経費：内廷費は、内廷にある皇族の日常の費用その他の内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を毎年支出する。
内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。

イ．宮廷に必要な経費：宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるもので、宮内庁でこれを経理する。これを大別すると、公的御活動費及び皇室用財産等管理費である。
（ア）：公的御活動は、日本国及び日本国民統合の象徴として活動される皇室の儀典に必要な経費、植樹祭及び国体等の行幸啓費、皇族が国際親善のため外国を訪問されるのに必要な経費及び外国の元首又は皇族が国賓等として来訪された場合に接遇するために必要な経費等である。
（イ）：皇室用財産等管理費は、宮殿、御所、離宮及び御用邸等の施設維持管理費、並びに正倉院宝物、皇室関係図書及び雅楽等の文化財保存管理費等である。

ウ．皇族に必要な経費：皇族費は、皇族として品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金により支出するもの並びに皇族であった者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金により支出するものがある。
その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

附属書類 様式

様式5-2

## 事業コスト等の状況

（所管：皇室費）

会計別・部局別等のコストの内訳

（単位:百万円）

| | 一般会計 | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 皇室費 | | | | | |
| Ⅰ 人にかかるコスト | － | － | － | － | － | － |
| Ⅱ ①物にかかるコスト | － | － | － | － | － | － |
| ②庁舎等 | － | － | － | － | － | － |
| Ⅲ 事業コスト | 7,364 | － | － | － | － | 7,364 |
| （1）内廷に必要な経費 | 324 | － | － | － | － | 324 |
| （2）宮廷に必要な経費 | 6,759 | － | － | － | － | 6,759 |
| （3）皇族に必要な経費 | 280 | － | － | － | － | 280 |
| コスト計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ） | 7,364 | － | － | － | － | 7,364 |